

【次世代育成支援対策推進法にもとづく

青梅市特定事業主行動計画の取組状況】

1 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

所属の管理監督者は、職員から育児休業等の申出があった場合は、職場の中で業務分担の見直しを行い、取得しやすい環境を作る取り組みを行っています。

＜育児休業の取得状況＞

育児休業は、3歳に満たない子を養育している職員（男女問わず）が対象となり、子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）まで取得できるものです。

年度	区分	取得者数	未取得者数	取得期間		
				1年未満	1年以上 2年未満	2年以上
平成28年度	女性	29人	0人	14人	13人	2人
	男性	1人	28人	1人	0人	0人
	計	30人	28人	15人	13人	2人
平成29年度	女性	32人	1人	14人	16人	2人
	男性	0人	30人	0人	0人	0人
	計	32人	31人	14人	16人	2人
平成30年度	女性	25人	0人	11人	13人	1人
	男性	1人	22人	1人	0人	0人
	計	26人	22人	12人	13人	1人
平成31年度 (令和元年度)	女性	27人	0人	12人	13人	2人
	男性	8人	26人	8人	0人	0人
	計	35人	26人	20人	13人	2人
令和2年度	女性	27人	2人	19人	8人	0人
	男性	5人	17人	5人	0人	0人
	計	32人	19人	24人	8人	0人
令和3年度	女性	21人	0人	11人	8人	2人
	男性	11人	14人	10人	1人	0人
	計	32人	14人	21人	9人	2人
令和4年度	女性	24人	0人	9人	12人	3人
	男性	12人	15人	12人	0人	0人
	計	36人	15人	21人	12人	3人

2 子どもの看護休暇の取得推進

他の休暇制度と比較すると「子どもの看護休暇」の認知度が低いことから、制度の周知を図り、職場の雰囲気醸成し、子どもの看護休暇の取得推進を図る取り組みを行っています。

＜子どもの看護休暇の取得状況＞

子どもの看護休暇は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が対象となり、年度を通じ5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日。）以内で取得できる休暇です。

年度	区分	取得者数	取得日数	平均取得日数
平成 28 年度	女性	85 人	313.5 日(4 時間)	3.7 日
	男性	39 人	115.0 日	2.9 日
	計	124 人	428.5 日(4 時間)	3.5 日
平成 29 年度	女性	100 人	389.5 日	3.9 日
	男性	57 人	182.0 日(7 時間)	3.2 日
	計	157 人	571.5 日(7 時間)	3.6 日
平成 30 年度	女性	114 人	472.5 日(1 時間)	4.1 日
	男性	76 人	220.5 日(3 時間)	2.9 日
	計	190 人	693.0 日(4 時間)	3.6 日
平成 31 年度 (令和元年度)	女性	107 人	422.5 日(1 時間)	3.9 日
	男性	79 人	255.5 日(5 時間)	3.2 日
	計	186 人	678.0 日(6 時間)	3.6 日
令和 2 年度	女性	91 人	332.5 日(2 時間)	3.7 日
	男性	55 人	207.5 日(1 時間)	3.8 日
	計	146 人	540.0 日(3 時間)	3.7 日
令和 3 年度	女性	100 人	434.5 日(1 時間)	4.3 日
	男性	85 人	325.0 日(5 時間)	3.8 日
	計	185 人	759.5 日(6 時間)	4.1 日
令和 4 年度	女性	73 人	442.0 日(4 時間)	6.0 日
	男性	86 人	372.0 日(4 時間)	4.3 日
	計	159 人	815.0 日	5.1 日

3 子どもの出生時における父親の休暇取得の推進

子どもの出生時は家族の支援だけでなく、職場の支援も必要であることから、父親になる職員に対して、子どもの出生時にまず2日間の休暇の完全取得を目指し、最終的には5日間の休暇（特別休暇と年次休暇を組み合わせる）が取得できるよう、休暇取得推進に向けた取り組みを行っています。

＜出産介護休暇の取得状況＞

職員の妻が出産する場合において介護を必要とするときに、2日以内で取得できる休暇です。

年度	取得者数	取得日数	うち他の休暇と合わせて5日以上連続して休暇を取得した者
平成28年度	18人	32日	2人
平成29年度	18人	33日	6人
平成30年度	19人	36日	3人
平成31年度 (令和元年度)	28人	53日	5人
令和2年度	20人	38日	5人
令和3年度	14人	26日	1人
令和4年度	24人	43日	8人

4 年次休暇の取得推進

年次休暇を取得していない職員、休暇取得が少ない職員、業務多忙な職員においては計画的な取得の推進に努め、連続休暇の取得等、所属長が休暇取得の奨励を行い、年次休暇の取得日数向上に努め、職員一人当たりの年次休暇の平均取得日数が15日以上になるよう、取り組みを行っています。

<年次有給休暇の取得状況>

年度	平均取得日数
平成28年度	12.5日
平成29年度	12.5日
平成30年度	12.7日
平成31年度 (令和元年度)	14.1日
令和2年度	14.3日
令和3年度	14.2日
令和4年度	14.9日